

新型コロナウイルス感染症（サンティアゴ国際空港での外国人入国再開等について（11月23日から））

11月12日に当館からお知らせしました、23日午前0時からサンティアゴ国際空港（SCL）でのみ国境を再開する件につきまして、入国に際する保健省の衛生規則（入国条件）を確認しましたので、以下のとおりご案内します。

1 入国条件

（1）チリ人・居住外国人

・ (a) 14日間の自宅等隔離、(b) 入国時に PCR 陰性証明書（チリに到着する航空便の出発から72時間前までに検体を採取し検査したもの）を提示し自宅等隔離免除、(c) 入国後の PCR 検査→陰性証明書の提出による自宅等隔離免除、のいずれかを選択することができる。

・ COVID-19 予防のための申告書（Pasaporte Sanitario）の提出

（<https://www.c19.cl/>）チリ到着48時間前から登録が可能。

・ 入国後14日間にわたる状況報告（住所、連絡先などの提示を含む）

（2）非居住外国人（旅行者等）

・ チリに到着する航空便の出発から72時間前までに検体を採取し検査した PCR 陰性証明書

・ COVID-19 予防のための申告書（Pasaporte Sanitario）の提出

（<https://www.c19.cl/>）チリ到着48時間前から登録が可能。

・ 入国後14日間にわたる状況報告（住所、連絡先、ホテル予約表などの提示を含む）

・ COVID-19 をカバーする健康保険の提示（保険証書、加入証明書（英語・スペイン語））

※なお、上記いずれのケースにおいても、11月23日から12月7日までの間、WHOの基準（<https://covid19.who.int/table>）にて「Community Transmission（感染経路が不明な感染拡大）」に分類されている国（毎週更新）から来た外国人は、14日間の義務的隔離を維持する必要がある（11月17日現在、日本は「クラスターケース」に分類されており、該当しないが変更の可能性もある）。

2 COVID-19 陰性証明書の有効性

保健省より以下を満たしている COVID-19 陰性証明書が有効であると確認しております。よって、先の領事メールにてご案内した TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）

（<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>）に登録されている医療機関は経産省、厚労省が認可している機関となるため、同登録機関が発行する英語による PCR 方式の陰性証明書は有効となります（成田空港（日本医科大学成田国際空港クリニック）及び羽田空港（東邦大学羽田空港第3ターミナルクリニック）も登録されています）。

- ・ 任国が認可する検査機関による証明書であること
- ・ 検査法は PCR 方式であり、検体採取日時が記載されていること（採取する検体は鼻咽頭ぬぐい液、唾液どちらでも可）
- ・ チリに到着する航空便の出発から 72 時間前までに検体を採取し検査したものの
- ・ 検査を受けた本人の情報（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）が記載されていること
- ・ 医療機関名（検査機関名）、住所、医師の署名、交付日が記載されていること（医療機関や検査機関の印影があるのが望ましい）
- ・ 英語ないしスペイン語による記載であること（併記も可）

<情報参考 HP>

- ・ チリ保健省
<https://www.minsal.cl/>
- ・ チリ保健省（チリにおける新型コロナウイルス感染者数）
<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>
- ・ チリ政府（新型コロナウイルス関連）
<https://www.gob.cl/coronavirus/>
- ・ 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>
- ・ 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 当館ホームページ

https://www.ci.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html